

正規・非正規が力を合わせ、ディーセントワークを実現しよう！

非正規労働者部会NEWS

大阪労連・非正規労働者部会

2012年11月14日 No.1

非正規労働者部会第2回総会

10月19日、非正規労働者部会第2回総会が国会会館で開催され、70名が参加しました。主催者挨拶では、川辺議長より「民主党は、自民党以上に悪い労働条件を作ってきている。一年の活動を踏まえて大阪での前進を作っていこう。」と呼びかけられました。

第一部は、萬井隆令龍谷大学名誉教授を招き「有期雇用法制の変化と今後」と題して、改正された有期雇用契約法について学習しました。学習会では、有期労働の実情や裁判の判例、今回の改正点について説明がありました。「仕事が継続的であれば、契約は期間の定めがないのが本来のあり方であり、常用雇用が原則」としたうえで、今回の改正は、有期雇用の入口規制が盛り込まれなかったことなど、不十分ではあるが、改正で活用できる点は積極的に活用し、5年手前での雇止めを許さない運動の強化が必要だと強調されました。



第二部の総会では、5組織から発言がありました。

***郵政産業労働者ユニオン**—2年前8,400人、昨年1,000人が正職員化されたが、今年は正規の登用見送りで、閉ざされようとしている。郵政職場の最賃は、最低賃金+20円、最賃引き上げが成果となってきたが、職場のたたかいも強めていきたい。



***自治労連**—誇りと怒りの大運動3年次の運動に取り組む。秋季年末一時金闘争では、待遇格差の改善を要求し秋のたたかいに向け結集させていきたい。

***全受労**—NHKの受信料や契約をとる仕事が個人委託とされている。実際は、電話やFAXで一日の仕事が管理されている。団体交渉を行っているが、不誠実な対応。組合委員長を病休中に解雇してきた。現在、不当労働行為で府労委で争っている。

***生協労連**—店舗閉鎖があつたが、25名中17名の雇用継続を勝ち取る。一時金に向けて、正規・パート・再雇用も一緒に要求し、職場内でのとりくみとともに、地域での闘いも強めていきたい。

***JMIU**一有期雇用契約法が施行されても会社が教えてくれることはなく好き勝手にされるだけ。私たちが非正規労働者をどれだけ組織するか、そして組織された労働者がどれだけ頑張っていくかだと思う。ダイキンのたたかいは、非正規労働者の改善につながるたたかいだと思う。

総会では、昨年6月の非正規労働者部会結成後からの活動報告を行い、今後一年間の方針を確認しました。有期雇用契約法の学習を強めるとともに、当面11月4日に開催される「第17回パート・非常勤ヘルパー・派遣労働者のつどい」を成功させることを確認しました。

つどい宣伝行動

10月26日(金)17:30より、北区民センター前で「第17回パート・非常勤・ヘルパー・派遣労働者のつどい」宣伝行動を行い、8名が参加しました。

宣伝をしていると、ビラを受け取った方が、「私もヘルパーで働いています。」と声をかけてきてくれました。「日曜日に非正規のつどいをやりますよ。」という「そうですか!」とビラを見ていました。



これでは労働者は救われない!!!

「ダイキン有期間社員」雇止め裁判 極めて不当な判決



11月1日、ダイキン工業裁判の判決が大阪地方裁判所で言い渡されました。判決は、「有期労働契約という法律上許容されている雇用形態の特色、すなわち解雇という手続きを踏むことなく期間満了により当然に契約が終了するという点に着目して本件労働契約の締結を申し込んだのにすぎず、これを『解雇権濫用法理の潜脱』と論難する

のは当を得ない。」として、ダイキンのおこなった雇い止めを正当化し、ダイキンによる原告らの雇い止めを解雇権の濫用ではないとしています。企業の論理を優先させた極めて不当な判決です。日本の企業は、あたりまえに労働者差別をおこない、司法までもがこれらを容認する、こんなことは決して許されるはずがありません。引き続きダイキンの仲間と一緒にたたかっていきましょう。